保安林予定森林の所在場所

山口市阿東徳佐中字福谷一一三八九の一(次の図に示す部分に限る。)、阿東徳佐

山口県知事

村 岡

嗣

政

下字スタイ谷一一四八九の

水源の涵養

安林を次のように指定する予定である。

令和四年二月十五日

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

山口県告示第二十三号

口

 道路の供用の開始 道路の区域の変更

〇公告

報

(道路整備課)

○告示

保安林予定森林(山口市)

目

次

毎週火・金曜日発行

2月15日 (火曜日)

年

令和 4 3 2 伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準 主伐に係る伐採種は、定めない。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の方法

三 指定施業要件

産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、 次のとおりとする。 省略し、 その図面及び関係書類を山口県農林水

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

山口県告示第二十四号

定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意 に関する告示(平成二十九年山口県告示第四百四十三号)に係る指定漁船を普通損害保 険に付すべき義務は、令和三年十二月二十一日限り消滅した。 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規

令和四年二月十五日

徳山市加入区 東和町東部加入区 白木加入区

彦島加入区

豊浦町加入区

山口市加入区

橘加入区

上関加入区

山口県知事

村

岡

嗣

政

萩市中部加入区 山陽小野田市加入区 下関市東部加入区

保 山口県告示第二十五号

路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

て一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和四年二月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

令和四年二月十五日

山口県知事 村 岡 嗣

政

道路の種類

県道

口

山

報

X	道路の区域	路線名

美祢菊川線

地先まで地先まで一下東厚保町川東字神田一五六一	先まで 東厚保町川東字神田一五の一地先から 市東厚保町川東字和田ノ	
新	旧	旧新別
最最 広狭	最最 広狭	製し、地
十四七 六〇	八四 · · · 〇〇	ーの幅ル)
三八〇・〇	三八〇・〇	(メートル) 長
完了によっ 追路改良 で		備
る工事の		考

山口県告示第二十六号

(定期)

路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

て一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和四年二月十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

令和四年二月十五日

山口県知事 村

岡 嗣

政

美祢菊川線道	路線名
同市東厚保町川東字神田一五六一の四地先まで美祢市東厚保町川東字和田ノ沖一七八八の一地先から	供用開始の区間
令和四年二月十六	供用開始の期日

(一一) 県営室津地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

る同法第八十七条第五項の規定により、 室津地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用す 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営 次のとおり縦覧に供します。

令和四年二月十五日

縦覧に供する書類

一月十五日発行 一月十五日印刷 発発 行行 人所 山山 県

知県 事庁

令和四年二 年二

山口県知事 村 岡 嗣 政

縦覧の期間

県営室津地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

令和四年二月十六日から同年三月七日まで

 \equiv 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一二) 萩都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。 規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法 同法第二十条第一項の規定による萩都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に 萩市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

令和四年二月十五日

山口県知事 村 岡 嗣

政

都市計画の種類及び名称 萩都市計画下水道萩市公共下水道

都市計画の図書の写しの縦覧場所 山口県土木建築部都市計画課